

# 福岡県医療費適正化計画(第3期)について (後発医薬品使用促進関係)

## 福岡県医療費適正化計画(第3期)について(1)

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 1.2.2 計画の位置付け

- 高齢者医療確保法第9条第1項※の規定に基づき、県が策定する法定計画です。

※ 高齢者医療確保法第9条第1項

都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。

#### 1.2.3 計画期間

- 平成30(2018)年度を初年度とし、平成35(2023)年度を目標年度とする6か年計画とします。

## 福岡県医療費適正化計画(第3期)について(2)

### 第3章 達成すべき施策目標

#### 3.2.2 後発医薬品の普及率

|     |       |  |
|-----|-------|--|
| 目 標 | 80%以上 | 平成 35 (2023) 年度の後発医薬品の数量ベースの普及率を 80%以上とする。 |
|-----|-------|--|

(後発医薬品の数量ベース普及率の算定式)

$$\text{普及率} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」における「平成 32(2020)年 9 月までに後発医薬品の使用割合を 80%とする」という国の目標を踏まえ、計画の最終年度の平成 35(2023)年度の後発医薬品の使用割合を 80%以上として設定しています。

## 福岡県医療費適正化計画(第3期)について(3)

### 第4章 目標の達成に向けた施策と医療費の見込み

#### 4.2.2 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

##### 【施策の必要性】

- ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分・同じ効き目で承認された医薬品であり、先発医薬品と比べ開発費や開発期間を大幅に抑えることができるため、薬価が安く設定されています。
- また、ジェネリック医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することになります。
- 第1期計画及び第2期計画を通じた取組の結果、県全体の普及は進んでいます。
- 一方、ジェネリック医薬品には、高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病の薬をはじめ、様々な病気の治療等に使用するものがありますが、薬効分類別に見ると使用量に差があることから、まだ使用が進んでいない分野や医療費適正化効果の高い分野について、重点的に取り組むことが重要です。

## 福岡県医療費適正化計画(第3期)について(4)

### 第4章 目標の達成に向けた施策と医療費の見込み

#### 4.2.2 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

##### 【施策】

- ① 県民、医療関係者等へのジェネリック医薬品の理解促進(県、市町村、関係団体等)
- 学識経験者、医療関係者、業界関係者等からなる「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」において、ジェネリック医薬品を使用しやすい環境を整備するための対策について検討を進めます。
- 県民への普及啓発のために、県政出前講座などの機会を捉え、ポスター及びリーフレット等を活用した取組を行います。

## 福岡県医療費適正化計画(第3期)について(5)

### 第4章 目標の達成に向けた施策と医療費の見込み

#### 4.2.2 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

##### 【施策】

- ② 医療機関等におけるジェネリック医薬品の使用に係る環境整備(県、関係団体等)
- 福岡地区、北九州地区、田川地区において、地域関係者による地域協議会を開催し、ジェネリック医薬品の普及促進等に関する取組を行います。
- また、医師、薬剤師のジェネリック医薬品の品質に対する不安へ対応するため、県内各地域のモデル病院が採用しているジェネリック医薬品リストを作成し、配布を行うとともに、ジェネリック医薬品の安定供給のための取組を行います。
- レセプトデータを用いて、薬剤別・市町村別等のジェネリック医薬品普及状況について分析を行い、関係機関へ情報提供する等新たな対応策の検討等を行います。

### 第4章 目標の達成に向けた施策と医療費の見込み

#### 4.2.2 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

##### 【施策】

- ③ 医療保険者の取組によるジェネリック医薬品の普及促進の支援  
(県、市町村、医療保険者)
  - 被保険者の医療費負担軽減を図る観点から、医療保険者が行う被保険者への差額通知事業の支援を行う等、より効果的な普及促進のための取組を進めます。
  - 県は、市町村国保において、好事例の横展開として、普及率が向上した市町村の取組を他の市町村に広める取組を行います。